

京都市告示第 90 号

京都市市街地景観整備条例第 44 条第 1 項の規定に基づき、平成 24 年 6 月 1 日付で認定した先斗町まちづくり協議会について変更の届出がありましたので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示します。

平成 26 年 4 月 10 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

変更があった事項	変更前	変更後
代表者の氏名	山本 訓三	諸井 誠
代表者の住所	京都府京都市中京区三条河原町下ル大黒町 55 番	京都市中京区河原町通六角下ル山崎町 258

(都市計画局都市景観部景観政策課)